平成19年　№10

東京学芸大学教員組織変更に伴う関係規程の整備に関する規程

改正理由

平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

大学教員組織の変更に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理する。なお，本件については，３月７日開催教育研究評議会にて報告を行った。

東京学芸大学教員組織変更に伴う関係規程の整備に関する規程

平成19年３月８日

東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成19年規程第６号

東京学芸大学教員組織変更に伴う関係規程の整備に関する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学研究員受入規程（平成９年規程第24号）
(2) 東京学芸大学外国人研究者受入規程（平成９年規程第25号）
(3) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第２号）
(4) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成９年規程第５号）
(5) 東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）
(6) 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成８年規程第13号）
(7) 東京学芸大学学生相談支援センター規程（平成18年規程第６号）
(8) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第５号）
(9) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第６号）

東京学芸大学研究員受入規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

## 改　　正

〔省略〕

（定義）

第２条　この規程において，「研究員」とは，次の各号に掲げる者をいう。

(1) 内地研究員　その専攻する学問分野の研究に専念し，教授研究能力を向上させることを目的とした者であって，本務が国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校の教授，准教授，講師又は助教であるもの。

(2) 情報処理関係内地研究員　情報処理教育の改善に役立つ研究に専念し，我が国の情報処理教育体制の整備充実に寄与することを目的とした者であって，本務が国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校の教授，准教授，講師又は助教であるもの。

(3)～(7)　〔省略〕

〔省略〕

（研究料等）

第８条　研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員及び受託研究員の研究料は，消費税相当額を含む。）は，次の表の定めるところによる。ただし，内地研修員の研究料について当該派遣機関と取決めのある場合は，免除することができる。

| 区　　分 | 研　　究　　料 |
|---|---|
| 内地研究員，内地研修員 | 教　授　月額　28,000円<br>准教授　月額　15,000円<br>講　師　月額　11,000円<br>助　教　月額　7,000円 |
| 情報処理関係内地研究員 | 教　授　月額　70,000円<br>准教授　月額　40,000円<br>講　師　月額　25,000円<br>助　教　月額　10,000円 |

## 現　　行

〔省略〕

（定義）

第２条　この規程において，「研究員」とは，次の各号に掲げる者をいう。

(1) 内地研究員　その専攻する学問分野の研究に専念し，教授研究能力を向上させることを目的とした者であって，本務が国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校の教授，助教授，講師又は助手であるもの。

(2) 情報処理関係内地研究員　情報処理教育の改善に役立つ研究に専念し，我が国の情報処理教育体制の整備充実に寄与することを目的とした者であって，本務が国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校の教授，助教授，講師又は助手であるもの。

(3)～(7)　〔省略〕

〔省略〕

（研究料等）

第８条　研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員及び受託研究員の研究料は，消費税相当額を含む。）は，次の表の定めるところによる。ただし，内地研修員の研究料について当該派遣機関と取決めのある場合は，免除することができる。

| 区　　分 | 研　　究　　料 |
|---|---|
| 内地研究員，内地研修員 | 教　授　月額　28,000円<br>助教授　月額　15,000円<br>講　師　月額　11,000円<br>助　手　月額　7,000円 |
| 情報処理関係内地研究員 | 教　授　月額　70,000円<br>助教授　月額　40,000円<br>講　師　月額　25,000円<br>助　手　月額　10,000円 |

| | | |
|---|---|---|
| 私学等研修員 | 私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員 | 実験(臨床を含む。)系　３月　108,240円<br>非実験系　３月　54,120円 |
| | 教員研修センター研修員 | 実験系　３月　29,160円<br>非実験系　３月　16,920円 |
| 受託研究員 | 一般の受託研究員及び農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員 | ６月を超えて１年以内　541,200円<br>６月以内　270,600円 |
| | 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員 | ３月以内　135,300円 |
| | 農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員 | 改良普及員　６月以内　270,600円<br>専門技術員及び農業研修教育施設等指導員<br>３月以内　135,300円 |

２～５〔省略〕

〔省略〕

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

| | | |
|---|---|---|
| 私学等研修員 | 私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員 | 実験(臨床を含む。)系　３月　108,240円<br>非実験系　３月　54,120円 |
| | 教員研修センター研修員 | 実験系　３月　29,160円<br>非実験系　３月　16,920円 |
| 受託研究員 | 一般の受託研究員及び農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員 | ６月を超えて１年以内　541,200円<br>６月以内　270,600円 |
| | 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員 | ３月以内　135,300円 |
| | 農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員 | 改良普及員　６月以内　270,600円<br>専門技術員及び農業研修教育施設等指導員<br>３月以内　135,300円 |

２～５〔省略〕

〔省略〕

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（受入資格）<br>第２条　外国人研究者として受け入れることができる者は，次の各号に掲げる者で，原則として大学の教授，准教授，講師又は助教に相当する身分を有する者とする。<br>(1)～(6)　〔省略〕<br><br>〔省略〕<br><br>（受入申請）<br>第４条　第２条第１号から第５号までに規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，選考の上，当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申請するものとする。<br>２　第２条第６号に規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて，受入れを希望する日の２月前までに，学長に申請しなければならない。<br>(1)　～(4)　〔省略〕<br>(5)　身分に関する証明書（受入予定研究員の職が大学の教授，准教授，講師及び助教以外の場合のみ，その職が大学教員の何に相当するか判断できるもの）<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（受入資格）<br>第２条　外国人研究者として受け入れることができる者は，次の各号に掲げる者で，原則として大学の教授，助教授，講師又は助手に相当する身分を有する者とする。<br>(1)～(6)　〔省略〕<br><br>〔省略〕<br><br>（受入申請）<br>第４条　第２条第１号から第５号までに規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，選考の上，当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申請するものとする。<br>２　第２条第６号に規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて，受入れを希望する日の２月前までに，学長に申請しなければならない。<br>(1)　～(4)　〔省略〕<br>(5)　身分に関する証明書（受入予定研究員の職が大学の教授，助教授，講師及び助手以外の場合のみ，その職が大学教員の何に相当するか判断できるもの）<br><br>〔省略〕 |

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（学系長候補者の選出）<br>第４条　学系長候補者の選出は，学系（施設・センターは，総合教育科学系に含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（学系長候補者の選出）<br>第４条　学系長候補者の選出は，学系（施設・センターは，総合教育科学系に含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授，助教授，専任講師及び助手による選挙により行う。<br><br>〔省略〕 |

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　この規程は，東京学芸大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し，必要な事項を定める。<br><br>〔省略〕<br><br>（称号の付与）<br>第４条　学長は，前条の規定により選考された者に客員教授又は客員准教授の称号を付与する。<br>（選考基準）<br>第５条　客員教授又は客員准教授の称号を付与することのできる者は，本学の常時勤務の教員以外の者又は国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第３条第２号に規定する外国人研究員及び同条第６号に規定する任期付職員のうち外国人教師（以下「外国人研究員等」という。）で，次の各号に該当する者とする。ただし，第１号にあっては，本学の職員として雇用される者に限るものとする。<br>(1) 本学において，引き続き３月以上専攻分野について教授又は研究に従事する者<br>(2) 東京学芸大学教員選考基準（平成16年３月18日制定）に定める教授又は准教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者<br><br>〔省略〕<br><br>（人事異動通知書の交付）<br>第１３条　客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には，人事異動通知書（様式第４）により行うものとする。<br>２　外国人研究員等に客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には，雇用契約書にその旨明記するものとする。 | （趣旨）<br>第１条　この規程は，東京学芸大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員助教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し，必要な事項を定める。<br><br>〔省略〕<br><br>（称号の付与）<br>第４条　学長は，前条の規定により選考された者に客員教授又は客員助教授の称号を付与する。<br>（選考基準）<br>第５条　客員教授又は客員助教授の称号を付与することのできる者は，本学の常時勤務の教員以外の者又は国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第３条第２号に規定する外国人研究員及び同条第６号に規定する任期付職員のうち外国人教師（以下「外国人研究員等」という。）で，次の各号に該当する者とする。ただし，第１号にあっては，本学の職員として雇用される者に限るものとする。<br>(1) 本学において，引き続き３月以上専攻分野について教授又は研究に従事する者<br>(2) 東京学芸大学教員選考基準（平成16年３月18日制定）に定める教授又は助教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者<br><br>〔省略〕<br><br>（人事異動通知書の交付）<br>第１３条　客員教授又は客員助教授の称号を付与する場合には，人事異動通知書（様式第４）により行うものとする。<br>２　外国人研究員等に客員教授又は客員助教授の称号を付与する場合には，雇用契約書にその旨明記するものとする。 |

様式第１（第12条関係）　〔省略〕
様式第２（第12条関係）　〔省略〕
様式第３（第12条第３項関係）　〔省略〕

様式第４（第13条関係）

人　事　異　動　通　知　書

| （氏　名） | （現　職） |
|---|---|
| 東京学芸大学客員教授（客員准教授）の称号を付与する<br>付与の期間は　　年　　月　　日までとする | |
| 年　　月　　日<br>国立大学法人東京学芸大学長 | |

附　則
この規程は，平成19年４月１日から施行する。

様式第１（第12条関係）　〔省略〕
様式第２（第12条関係）　〔省略〕
様式第３（第12条第３項関係）　〔省略〕

様式第４（第13条関係）

人　事　異　動　通　知　書

| （氏　名） | （現　職） |
|---|---|
| 東京学芸大学客員教授（客員助教授）の称号を付与する<br>付与の期間は　　年　　月　　日までとする | |
| 年　　月　　日<br>国立大学法人東京学芸大学長 | |

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（選考基準）<br>第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。ただし，第４号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。<br>(1)～(3)〔省略〕<br>(4) 本学に学長，教授，准教授又は講師として勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者<br>(5) ～(6)〔省略〕<br>（勤務年数の計算）<br>第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たっては，准教授又は准教授相当職としての勤務年数にあってはその10分の７を，講師又は講師相当職としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（選考基準）<br>第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。ただし，第４号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。<br>(1)～(3)〔省略〕<br>(4) 本学に学長，教授，助教授又は専任講師として勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者<br>(5) ～(6)〔省略〕<br>（勤務年数の計算）<br>第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たっては，助教授又は助教授相当職としての勤務年数にあってはその10分の７を，専任講師又は専任講師相当職としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。<br><br>〔省略〕 |

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（専攻代表等）<br>第５条　専攻，コース及びサブコース（この条において「専攻等」という。）にそれぞれ代表を置き，当該専攻等の構成員である教授（講座に所属する者に限る。）をもって充てる。<br>２　前項の規定にかかわらず，当該専攻等に教授を欠く場合は，当該専攻等の構成員である准教授（講座に所属する者に限る。）をもって充てることができる。<br>３　専攻等の代表は，当該専攻等の運営に当たる。<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（専攻代表等）<br>第５条　専攻，コース及びサブコース（この条において「専攻等」という。）にそれぞれ代表を置き，当該専攻等の構成員である教授（講座に所属する者に限る。）をもって充てる。<br>２　前項の規定にかかわらず，当該専攻等に教授を欠く場合は，当該専攻等の構成員である助教授（講座に所属する者に限る。）をもって充てることができる。<br>３　専攻等の代表は，当該専攻等の運営に当たる。<br><br>〔省略〕 |

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（職員）<br>第３条　センターに，センター長及び専任教員又は特任教授等（特任教授，特任准教授又は特任講師をいう。）を置く。<br>２～３〔省略〕<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（職員）<br>第３条　センターに，センター長及び専任教員又は特任教授等（特任教授，特任助教授又は特任講師をいう。）を置く。<br>２～３〔省略〕<br><br>〔省略〕 |

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（客員教授等）<br>第５条　センターに，客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。<br>２　客員教授等の選考に関し必要な事項は，別に定める。<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（客員教授等）<br>第５条　センターに，客員教授又は客員助教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。<br>２　客員教授等の選考に関し必要な事項は，別に定める。<br><br>〔省略〕 |

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改正理由：平成19年４月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 〔省略〕<br><br>（客員教授等）<br>第４条　センターに，客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。<br>２　客員教授等の選考に関し必要な事項は，別に定める。<br><br>〔省略〕<br><br>附　則<br>この規程は，平成19年４月１日から施行する。 | 〔省略〕<br><br>（客員教授等）<br>第５条　センターに，客員教授又は客員助教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。<br>２　客員教授等の選考に関し必要な事項は，別に定める。<br><br>〔省略〕 |